

地名散歩

第77回 魚の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

ある回転寿司屋の湯呑みに手に取ったら「魚偏の字」がズラリと印刷されていた。鮭、鱒、鮎、鯉、鯖などずいぶん種類があるものだと箸を休めつつ眺めたものである。日本は四方を海に囲まれているので古くから漁業が盛んで、魚は重要なタンパク源としてこの列島の暮らしを支えてきた。

生活に密着しているだけあって、魚に関連する地名は多い。ざっと調べてみると、まずは駅名にもなっている兵庫県明石市の魚住。地名としては万葉集にも出てくる「名寸隅」から転じたという。ナは食用の魚を表わす古語でもあるが、変化の過程を理解するのは難しい。反対に魚が住まないのが青森県五所川原市の不魚住。津軽平野を滔々と流れる岩木川の岸に面した町にもかかわらずこの地名。由来が気になって現地へ行ったついでに地元の

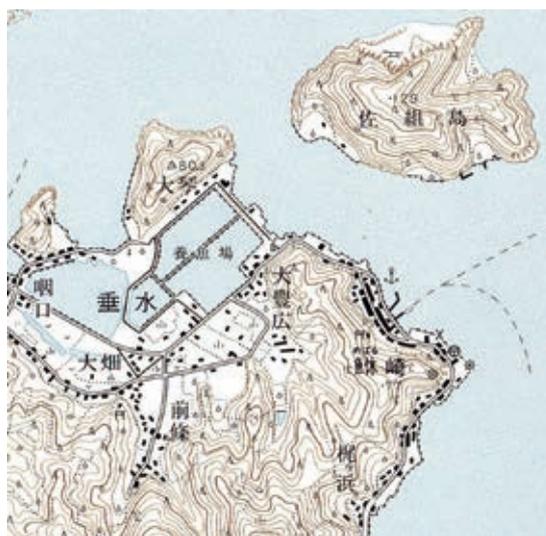
人に尋ねたが、どなたもご存知なかった。

魚の付く地名はかなり多く、市名だけでも魚津市(富山県)、糸魚川市・魚沼市・南魚沼市(いずれも新潟県)などが揃っているし、市の中の町名としてはさらに多い。たとえば江戸期以来の魚屋町は岐阜市・大垣市・可児市(岐阜県)、近江八幡市(滋賀県)、京都市、奈良市、岸和田市(大阪府)、篠山市(兵庫県)、丸亀市(香川県)、柳川市(福岡県)、熊本市などなぜか西日本に多い。ただし読み方は現代語的なサカナヤではなくてウオヤ(マチ・チョウは所によって異なる)。特に近江八幡市の魚屋町は「うわいちょう」と転訛している。

個別の魚にちなむ地名を挙げてみると、まず青魚では鯖の地名。市名では眼鏡の街として有名な福井県鯖江市があるが、地名の由来ははっきりせず何かの当て字らしい。県内には



意外に珍しい鮭のつく地名、山形県鮭川村は右下に見える鮭川に由来。今も実際に鮭が遡上し「鮭まつり」が開かれている。1:50,000 「清沢」平成2年修正



難読の鮭崎(めばるざき)。かつてメバルがよく釣れたことにちなむという。西側の塩田跡地の養魚場では高級牡蠣が養殖されている。1:25,000 「白水」昭和62年修正

かつて鯖波^{さばなみ}という駅も同じ北陸本線にあったが、町名に合わせて南条に改称されて久しい(現在は南越前町)。家々の軒先にサハ(「多い」の古語)にアミ(網)が干してあったことから、魚がよく獲れる村だったとされている。サバはなくても川魚は豊富だったようだ。青森県大鰐町^{おおわに}には鯖石駅^{さばいし}(弘南鉄道大鰐線)がある。

青森県といえば西津軽郡^{あじがさわまち}の鱒ヶ沢町(JR五能線に鱒ヶ沢駅)という港町があるが、同町ホームページによれば江戸時代から漁業が盛んで、明治期にはニシンやイワシの大漁が続いたという記載がある。惜しいことにアジが捕れたかどうかには言及していない。『角川日本地名大辞典』によれば「地名の由来は、芦ヶ沢^{あしがさわ}からの転訛が有力」というから脱力する。植物地名が魚地名に簡単に転じてしまうところが日本の「当て字文化」だ。

ニシンといえば北海道日本海側の各地に残る「鯨御殿^{にしんごてん}」で知られるように明治期に大いに獲れて地元を活気づけたが、鯨の付く地名はきわめて少なく、国土地理院の地形図に載っているものとしては利尻島の利尻富士町にある鯨泊^{にしんどもり}だけだ。古くはアイヌ語に基づくニチトマリ(海岸まで木の茂る澗[港])、ネッケントマリ(流木で[のために]悪い港)などと表記されていたものが後に鯨泊となったもので、鯨の景気にあやかっただのかもしれない。

鯨の地名は北海道に多いかと思えば1か所もなく、山形県新庄市の北に隣接する鯨川村^{さけがわ}の他は全国でも数か所という少数派。この村は明治22年(1889)の町村制施行で誕生したもので、村内を流れる最上川の支流・鯨川にちなむが、文字通りサケ、マス、アユなどが多いという。同類の鱒の地名も意外に少なく、北海道網走市内には鱒浦^{ますうら}がある。ここは利尻

の鯨泊と違って幕末期に漁場請負人の藤野家が実際にサケ・マス漁業を始めたことにちなむという。元はオビオシヨップ(於將府と表記)というアイヌ語地名であったが、昭和13年(1938)に正式に鱒浦と改称された。

川魚では鯉川^{こいかわ}という地名が秋田県三種町^{みたわ}(奥羽本線鯉川駅)、福井県小浜市、東京都あきる野市にある。ただし鯉は恋の字とともに「崩壊地名」にもよく当てられる字だから鯉とは関係ないかもしれない。変わり種は京都市中京区の鯉山町で、ここは滝登りする鯉の勇姿を表わした山鉦を祇園会に出すことにちなむ。鯢の地名としては秋田県能代市(旧二ツ井町)の仁鯢^{にぶな}。由来はこれも鯢とは無関係らしく、アイヌ語のニフニ(木のある場所)の転訛説、木を荷舟で川下りしたという説などがあるそうだ。運ばれた木は江戸期から知られる秋田杉である。熊本県嘉島町^{かしまち}にはズバリ鯢^{なます}という地名。かつて熊延鉄道に鯢駅もあった。地名の由来は「阿蘇の神霊池の主であった大鯢が流れ出て当地にとどまったことにちなむ」という説があるそうで、実は熊本地震(平成28年)の震源地も近い。

難読の地名としては秋田県男鹿市^{しげかわ}の鯢川。しかし鯢の魚がマグロと呼ばれるようになったのは江戸中期以降だそうで、以前はこの地名と同じくシビと呼んだ。秋田県能代市の東能代駅の所在地、鯢淵^{かいらげぶち}は知らなければ読めない地名だろう。鯢^{かいらぎ}はサメ類の背の中央部分の皮で、これを刀の鞘や柄などの装飾に用いた。なぜそれが地名なのかは不明だが、ひょっとしてアイヌ語の音に当てたのだろうか。しかも鯢張りの高級品イメージを狙った用字かもしれない。地名は魚の古語も長らく「冷凍保存」してくれる。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.739
2018 August



表紙写真
「突撃」

第32回写真コンクール入選
菊地 三男●東京会

地名散歩 今尾 恵介

- 03 第75回定時総会
- 11 平成29～30年度研究所研究中間報告
- 15 愛しき我が会、我が地元 Vol.54
神奈川会／高知会
- 18 第33回日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ大会 開催案内
- 19 第12回つくば国際ウォーキング大会
- 20 団体総合生活補償保険で突然のケガ・病気によるリスクに備
えましょう！！
- 21 第33回写真コンクール開催
- 25 お知らせ
土地家屋調査士2019年オリジナルカレンダー
- 26 土地家屋調査士新人研修開催公告
関東ブロック協議会
- 26 G空間EXPO2018のお知らせ
地理空間情報科学で未来を作る
- 27 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 29 会務日誌
- 30 第11回国際地籍シンポジウム開催のご案内
- 31 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 32 国民年金基金から
- 34 公嘱協会情報 Vol.132
- 36 ちょうさし俳壇
- 37 ネットワーク50
熊本会
- 39 編集後記

第75回定時総会

平成30年6月19日(火)、20日(水)、東京ドームホテル地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会第75回定時総会が、法務省をはじめ多くのご来賓をお迎えし、総会構成員179名(連合会役員33名、会長49名、代議員97名)、約70名のオブザーバーの出席の下、厳粛に開催された。開会に先立ち、物故者への黙祷、「土地家屋調査士倫理綱領」唱和、「調査士の歌」斉唱が行われた。

開会の言葉

冒頭、菅原副会長は、前日に発生した大阪府北部を震源とする地震に触れられた。亡くなられた方々へ哀悼の意を表すとともに、被災された方々へお見舞いの言葉を述べられ、第75回定時総会の開会を宣言された。

会長挨拶(要旨)

昨日、大阪府北部において最大震度6弱の地震が発生した。お亡くなりになられた方々、被害に遭われた方々に、心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

第74回定時総会において、前執行部から襷を引き継ぎ、役員一丸となって事業方針大綱及び事業計画を基に執行に当たってきたところ、全国の土地家屋調査士会、会員のご理解とご協力により、おおむね所期の目標を達成できたものと考えている。本日を迎えることができたのも、関係各位のご指導、ご支援のおかげであり感謝を申し上げます。

今月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針2018」において、従来の「登記所備付地図の整備」に加え、「土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策」、さらには、「変則的な登記の解消」や、「住民票等の除票の保存期間の延長」についても記載がされ、2020年までに制度改正の実現を目指すとしている。6日に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の内容も含め、連合会は全力で対応する必要があると認識し、全国土地家屋調査士政治連盟の理解と協力を得ながら、重点施策と認識し活動していく。

加えて、「事前復興には地図づくり事業が欠かせ



岡田会長

ない」ことを広く発信し、事前復興を主たる行動指針の一つとし、安心できる国民生活を提供する職責を全うするためにも、防災そして早期の災害復興に貢献する活動を継続し、経済観点の効果からも社会発信と提言を行っていく。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に、土地家屋調査士制度は制定70周年を迎える。これに呼応するように、土地家屋調査士の業務に対する社会の期待と注目は、今までにないほど高まっていると認識している。私たち土地家屋調査士が社会の要請に応える場面、また社会に貢献する場面は、今後ますます増えていくが、関係各所のご理解、ご支援を賜りつつ、連合会の事業を実施していく所存である。

国民にとって、土地家屋調査士制度がより近い存在として認識していただけるため、未来志向の意義ある総会となることを願う。



法務大臣表彰状受賞者

法務大臣表彰状授与

多年にわたり土地家屋調査士業務に精励され、土地家屋調査士制度の発展と法務行政の円滑な運営へのご功績のあった20名に対し、法務省民事局長小野瀬厚様から法務大臣表彰状が授与された。

来賓祝辞(要旨)

上川陽子法務大臣(小野瀬厚法務省民事局長代読)

土地家屋調査士の皆様方には、常日頃から表示登記制度の適正かつ円滑な運用にご尽力いただいていることに御礼申し上げます。

今月1日に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」には、「筆界特定制度の活用等による登記所備付地図の整備」が明記された。また、15日に閣議決定された「骨太の方針2018」においては、所有者不明土地問題等への対応として、登記所備付地図の整備等の取組を進めることに加え

て、不動産登記の表題部所有者らの氏名・住所が正常に記録されていない変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すこと等が明記された。登記所備付地図整備事業は、経済の活性化やインフラ整備といった観点のみならず、大災害への備えという観点からもその推進が強く要請されており、積極的かつ強力に地図整備を進めていかなければならない。また変則的な登記の解消についても、少子高齢化の進展や地域コミュニティの減少により、所有者の特定がますます困難になることが確実視されており、早急に対策を講ずる必要がある。

これらの取組を実効性のあるものとしていくためには、表示登記の専門家である土地家屋調査士のご協力が不可欠であり、これまで以上に積極的な取組をお願いしたい。

さらに、東南アジア諸国への法整備支援事業などにも、その高い専門的知見を国際的にも活用していただいております。引き続きご協力をよろしく願いたい。

土地家屋調査士に対する国民の期待はますます高まっており、皆様方がより一層ご活躍されますことを期待している。



小野瀬法務省民事局長

議長選出

慣例により、司会者から中部ブロック協議会・岐阜会の大保木正博会長と東北ブロック協議会・福島会の橋本豊彦会長が議長に指名された。



大保木議長(岐阜会)・橋本議長(福島会)



会場の様子

会務報告

「平成29年度会務報告及び事業経過報告」は、始めに岡田会長から総括報告があり、続いて各担当副会長から各部の事業経過報告、事前質問・要望についての質疑応答が行われた。

議事

第1号議案

- (イ)平成29年度一般会計収入支出決算報告承認の件
- (ロ)平成29年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)審議の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第5号議案 平成30年度事業計画(案)審議の件

第6号議案

- (イ)平成30年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
- (ロ)平成30年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第2号議案は、土地家屋調査士倫理規程に記載されている「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」が廃止され、今後は、個人情報保護委員会が策定したガイドラインに即して、個人情報の保護に取り組むこととされていることから、これに対応するため同規程の一部改正を審議するものである。

第3号議案は、公益法人会計基準において作成することとなっている財務諸表並びに附属明細書及び財産目録のほか、日本土地家屋調査士会連合会が通常作成している収支計算書も含めたこれらの書類の作成等について、日本土地家屋調査士会連合会会則を改める必要があり上程されたものである。

第6号議案(イ)について修正動議が提出されたが、慎重審議の下、執行部から提出された全ての議案は承認可決された。

平成30年度事業計画は、次のとおり。



小野副会長



加賀谷副会長



菅原副会長



戸倉副会長

平成30年度事業方針大綱

はじめに

土地家屋調査士制度は、東京オリンピック・パラリンピックが行われる2020年に制度制定70年を迎える。それに呼応するように、私たち土地家屋調査士の業務に対する社会の「期待」と「注目」は、今までにないほど高まっている。例えば、「所有者不明土地問題」、「管理放棄された土地問題」、「空き家問題」、「相続登記未了問題」は、土地家屋調査士の業務に深く密接した問題である。

また、今後も起こり得る自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、「事前復興」、「早期の災害復興」に貢献するための活動を継続する。

平成29年度は、6月の定時総会において承認された事業計画に基づき、土地家屋調査士制度を更に充実発展させるべく、土地家屋調査士会・土地家屋調査士政治連盟の理解と協力を得ながら、主に次の事業に取り組んできた。

- ・土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」
- ・「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信
- ・表示登記制度への継続的な提言と運用
- ・地図づくりへの参画
- ・公共、公益的な視点からの社会貢献

なお、これらの事業は、平成30年度においても、継続的に取り組む必要がある。

平成30年度も、これまでの取組等を踏まえて、現状の業務環境の整備はもちろんのこと、将来の職域拡充や関連法規の改正も視野に入れて事業に取り組む。表示に関する登記実務により、不動産を明確化し安心できる国民生活を提供する職責を全うするために、次のとおり、平成30年度事業方針大綱を策定する。

1 所有者不明土地問題への対応 ～時代の風を受けて～

政府は、平成30年3月9日に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を閣議決定し、「所有者不明土地問題」への対策をめぐる動きは、社会的にも更に加速することが確実な情勢である。

日本土地家屋調査士会連合会は、研究所の研究成果（「道路内民有地の取扱いに関する諸問題」（平成

23～24年度研究）や、国の検討会、学会研究を通じ、継続的かつ一貫した所有者不明土地関連問題への警鐘を鳴らしてきた。土地家屋調査士には、表示の登記に携わる専門家としてだけでなく、この問題に先鞭をつけた存在として、大きな期待が寄せられており、これに応える必要があると認識し、全国土地家屋調査士政治連盟とも連動の上、一丁目一番地の施策と位置づけて対応する。

国土交通省が平成29年3月に取りまとめた「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）」では、「所有者不明土地」の問題を解決するための依頼先の一つとして土地家屋調査士の業務が紹介されている（151ページ）。

「所有者不明土地問題」への対応としては、既に「土地家屋調査士の代理人による申立てに限り」隣地の所有者が不明であるときの筆界特定を短縮化・効率化して実施する運用（「所有者不明土地の隣接地における筆界特定制度の新たな運用スキーム」（筆特活用スキーム））が用意されており、その利用を更に推し進め定着化を目指す。

また、全国の土地家屋調査士会に設置されている土地家屋調査士会ADRセンターの利活用についても検討を深める。

2 法改正対応と土地家屋調査士の「調査権限の強化」及び「業務処理環境の改善」 ～選択される資格者であり続けるために～

土地家屋調査士の職責を果たすために、土地の境界紛争を未然に防止するための能力担保の取組を更に促進する。「筆界の調査能力」を向上させることは当然ながら、業務における調査権等を獲得するため、将来の筆界確認時の「立会要請」、「立会代理」の業務を見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を担保できる取組の実現を目指して行動する。

また、土地家屋調査士が行うにふさわしい関連・附随業務を日常業務において積極的に取り入れ、さらに、地理空間情報の活用推進政策を視野に入れた測量技術・手法の向上等の環境整備を研究し、併せて業務情報共有化のための環境整備と運用による不動産に係る基礎資料としてのデータベース構築を通じて、社会から選択・付託されるにふさわしい資格

者であり続けるための基盤を整える。

なお、土地家屋調査士法施行規則第29条をめぐる議論については、平成29年度までに、関係各省との協議において、「土地の所有者等の依頼を受けて、土地の筆界に関する資料の収集その他の調査により土地の筆界を明らかにする業務」は、土地家屋調査士法の趣旨に照らし、「全ての土地家屋調査士が行い得る業務」であることを確認できたものと認識している。

平成30年度は、測量法をはじめとする関連法との関係について整理し、有識者等の意見も参考としながら、土地家屋調査士法施行規則の改正の可否を含めて、全国土地家屋調査士政治連盟とも協力の上、法務省、関連省庁とも更に協議していきたいと考える。

3 研修・研究部門充実に向けた道筋 ～自らによるグラデーション～

「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」においても触れられているように、土地家屋調査士が国民の皆様から安心して選択いただくためにも、集約的規模による研修・研究制度は欠かせないと考える。時代環境と国民からのニーズを敏感に読み取り、業務に取り入れてこそ信頼され得る資格者であるといえる。

また、研究部門については、会員向けの研究活動だけでなく、「土地家屋調査士の専門職能の有用性を外部に発信する」ためのシンクタンク機能を強化していく。

平成30年度においては、新人研修会の集約実施に向けての取組を加速させるとともに、中央研修・研究所(仮称)の創設に向けて一歩踏み出し、道筋を示すことに重点を置く。

4 地図づくりへの参画と発信・提言 ～私たちは、つくり続ける～

平成29年6月9日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」いわゆる骨太の方針では、「地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図り」「所有者情報の収集・整

備・利活用を推進する」旨が記載されている(38ページ)。これは、平成28年版に比しても重い表現であり、地図づくりの重要性が各方面に広く認識されただけでなく、地図づくりを担う土地家屋調査士の責任も重大となる。

「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を強力に推し進めるため、公共調達、競争入札の促進方策について、効率の良い多様な受託体制をとり、適正な業務を適切な報酬で応札できるよう健全な受託体制を整え、土地家屋調査士が地図づくりに積極的に参画するよう推進し、経済効果の論点からも社会発信と提言を行う。

また、「事前復興には地図づくり事業が欠かせない」ことを強く発信し、地籍調査関連事業への参画強化に取り組むとともに、国土調査法第19条第5項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推し進める。

さらに、平成28年度、29年度と試行作業として協力いただいた建物所在図の作成に関して、関連各省と共に検証作業を行い、事業化に向けた積極的提言を行う。

5 土地家屋調査士制度制定70周年への準備 対応 ～輝ける明日に向かって～

二年後には、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えるため、記念事業の企画について検討を行う。日本土地家屋調査士会連合会としては、この検討の機会を土地家屋調査士制度の成長と進化を促すイノベーションにつなげたい。

また、業界の内外を問わず「変化」を起こす絶好の機会として、土地家屋調査士制度の理念や未来像を披露するコミュニケーションイベントのみに固執することなく、次の世代、そのまた次の世代に^{たすき}つなぐためにも、平成30年度の早期に準備委員会を組成して、全国の会員の声にも耳を傾けながら、会員と地域住民とが融合できる企画の可能性を探り、土地家屋調査士の組織力を結集して進めたいと考える。

平成30年度各部事業計画

制度対策本部



小野副会長

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
 - (1) 「境界紛争ゼロ宣言！！」の継続的発信
 - (2) 所有者不明土地問題・耕作放棄農地等への対応
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
 - (1) 土地家屋調査士制度環境への対応
 - (2) 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処
 - (1) 成年後見制度への取組方策についての検討
 - (2) 国の政策への対応
- 4 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
- 5 土地家屋調査士制度のグランドデザイン対応
- 6 大規模災害からの復興支援と防災体制の強化
- 7 国際化への対応及び学識者との共同研究
- 8 研究所の研究成果の利活用と諸施策
- 9 区分建物に関する検討と対応
- 10 その他緊急課題への対応

総務部



佐藤総務部長

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自立機能強化の支援
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
 - (4) 大規模災害対策に関する検討
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 オンライン登記申請への対応
- 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の管理に関する事項

財務部



鈴木財務部長

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理
 - (2) 中長期的な財政計画の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実

- (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
 - (3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進及び新たな全国団体との適切な連携についての検討
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

業務部



三田業務部長

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 「調査・測量実施要領」に関する事項
 - (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
- 2 筆界特定制度に関する事項
 - (1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携
 - (2) 筆界特定制度の検討及び指導
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点についての指導・連絡
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議
 - (5) ネットワーク型RTK法測量機器等への対応
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂
- 5 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査
 - (1) 業務実態調査の検討

研修部



土井研修部長

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
 - (1) 専門職能継続学習の運用
 - (2) 新人研修の実施・検討
 - (3) eラーニングの拡充・整備と運用
 - (4) 研修体系及び研修の充実の検討
 - (5) 研修情報の公開の活用・推進
 - (6) 研修用教材の運用・更新
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

広報部



金関広報部長

- 1 広報に関する事項
 - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - (2) 内部に向けた組織強化のための広報
- 2 会報の編集及び発行に関する事項
 - (1) 内部に向けた情報の集約と共有
 - (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
 - (3) 連合会各部との連携のための情報共有
- 3 情報の収集に関する事項
 - (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

- (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集
- (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

社会事業部



芦澤社会事業部長

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項
 - (1) 受託体制の整備
 - (2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 建物所在図作成に関する課題への対応
 - (3) 国土調査法第19条第5項指定の利用の促進
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項
- 4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 空家対策等に関する課題への対応
 - (2) 防災関係の情報収集及び提供

研究所



山谷研究所長

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実にに関する研究
 - (1) 土地法制に関する研究

- (2) 最新技術に関する研究
- (3) 土地家屋調査士業務に関する研究
- (4) 国土の有効利用に関する研究
- 2 諸外国の地籍制度等に関する研究
- 3 地籍に関する学術的・学際的研究
- 4 地籍問題研究会及び関連学術団体等との研究
交流と連携
- 5 会長から付託された事項の研究
- 6 制度対策本部との連携

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- 1 第13回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第14回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

閉会の言葉

戸倉副会長から閉会の言葉が述べられ、本総会は終了した。

総会終了後、岡山会から10月29日(月)に開催される第33回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ岡山大会の案内があった。続いて、大阪会金子会長から大阪府北部地震の被害状況について説明があった。現時点で会員に人的被害はなく、法務局は通常どおり開庁しているとの報告があり、復興については大阪会でできることは一致団結して取り組む、できないことは皆様の力を貸してほしいと話された。「何か起こったら、また新しいものを見つけていけばいい。今回の総会も同様で、いろいろなものが見えてきたら、自分たちが進む道も見えてくる。」との最後の言葉に心を打たれた。

地域を問わず発生する災害に備えるためにも、復興事前準備を目的とした地図整備事業の重要性を改めて感じた2日間であった。総会に提出された事前質問・要望は78件に上った。執行部の一員として、総会構成員の皆様から頂いたご意見・ご要望を真摯に受け止め、今年度の会務に努めていきたい。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

平成29～30年度 研究所研究中間報告

研究テーマ4

「国土の有効利用」に関する研究

研究員 黒田 憲二(東京会)、堀越 義幸(群馬会)
特任研究員 本間 勝(明海大学不動産学部准教授)

本研究では、所有者特定が困難になり、不動産流通・管理不能になっていく国土全体の不動産利用の非効率化が、不動産業務(特に土地家屋調査士業務)にどのように影響を与えるか、さらに、不動産利用の非効率化が起きていく構造を、登記制度・利用規制等諸制度の側面から総合的に分析し、今後の土地家屋調査士業務の望ましい展開方向を探る。

なお、「所有者不明土地問題」については、制度対策本部においてもPTを組成し協議、対応しているところですが、研究所においては、研究員の視点で当該問題について研究しております。

所有者不明化土地に対応するために

研究員 黒田 憲二

はじめに

ここでは、所有者不明土地が土地家屋調査士業務を停滞させることへの対応策を考え、それらを発信するために収集した情報を整理する。そのために一助となるような国・民間シンクタンク等の研究会での報告、WEB上の情報、そして講演会等への出席から得た情報を整理する。

国が主体の研究会等では、公共事業を円滑に実施することが念頭にあり、そのための施策を検討、取りまとめられているといえる。

私たち土地家屋調査士が通常業務として取り扱っているのは、民間における不動産取引が主となっていると考え、その取引においては近年必要不可欠となっている境界立会確認に焦点を合わせ検討する。対象

となる不動産は当然のことながら所有権を含めて権利関係が判然としているものであるが、昨今は隣接土地がこの所有者不明あるいは不明に近い状況にあたる場合が目立つようになってきている。当職の取り扱っている業務でも年に3～4件はこのようなケースがある。

業務に遅れを及ぼすことになる隣接土地所有者探しについて、現在当職が行っている処理方法としては、

- ① 職務上請求書を活用し現住所や相続人等の所在確認(市町村によっては対応がことなりますのでご注意ください。)
- ② 居住者、隣接者、町会役員、抵当権者等への聞き取り

などの対応であり、皆様方も経験があると察する。

これらの労力は、最終的に私たち土地家屋調査士への業務依頼者である国民の負担となり、これらを減らす活動につなげたいと考え研究を進めている。

世間の動き

平成29年8月下旬、所有者不明土地問題がテレビのニュースで大々的に報道され始めた。関連団体や研究会等での調査・研究の実施、進展、そして公共事業の実施に滞りが起きないように法体制の整備(法案提出など)が進められている。

社会情勢から所有者不明土地が増加すると、

- ① 課税逃れ
- ② 土地取引の停滞
- ③ 治安の悪化や廃墟スラム化

が進み、国土荒廃につながることも考えられる。

所有者不明土地問題研究会では、土地情報(土地利用、都市計画、GIS等)と土地所有者情報(マイナンバーと登記情報)を網羅する【(仮称)土地基本情報総合基盤】の構築が提案されている。

また、この中には現代版検地(地籍調査の実施)に

についても触れており、私たち土地家屋調査士の活動にも少なからず期待させていると解釈している(不動産登記法第14条地図作成作業の文言がないのが残念に感じているが)。

中間報告以降の研究と課題

日常業務において、この問題が起きた場合、いかに対応すべきか取りまとめたいと考える。

依頼者が想定外の経費を掛けずに済ませられるか。

II

土地家屋調査士が問題なく業務処理を行うか。

といった課題に対してどのような手法があるか、そしてまた空き家や共有私道の保存管理等の問題とも関連させて、解りやすくシンプルに研究調査を進めたいと考えている。

また、必要があれば法改正、法解釈の提言につなげられれば幸いと感じる。

(2018.3.7現在)

不動産登記表題部情報の高度化

研究員 堀越 義幸

不動産登記法の目的は、「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」(法第1条)とされているとおり、権利を公示することにより取引の安全を図るものである。

ところで、不動産登記法の歴史は古く、明治19年の「登記法」(法律第1号)、明治32年の旧不動産登記法を経て現行法と約120年以上の歴史があるが、公示されている権利の内容については、大きな変更はなされていない。この120年の間に不動産を巡る環境は大きく変化している。不動産の利用については公共の福祉の観点から、様々な規制が追加さ

れている。特に戦後は、いわゆる「公法上の制限」ということで都市計画法や建築基準法などの規制が土地の利用に大きな影響を与えている。

不動産の取引の実務では、登記簿の内容を確認することに加え、これら公法上の制限を別途調査している。

不動産の基礎データである登記簿に、これら公法上の制限のうち、主たるものを反映させることができれば、国民の取引の安全に大きく寄与するものと思われる。

現行登記制度でも、河川法の河川区域内の登記や森林法の保安林の指定など、表題部登記情報にその利用制限が反映されているものがある。また、登記地目が農地(田、畑など)となっている場合には、農地法の制限があることが推測される。これらの制限の多くは、戦後の復興期やそれに続く経済成長時代に設けられたものが多い。

不動産の利用制限が設けられた頃は、現在のように電子化されたデータがない時代であり、手作業で公法上の制限と登記情報とを連動させることは技術的にも費用的にも難しかったものと推測される。

また、制限情報を確認するためには、地図情報との連動が不可欠となる。

IT化が進んだ今こそ、登記簿表題部により多くの公法上の制限に関する情報を反映すべきであり、その具体的な方策を考えてみたい。

例えば、土地登記簿の表題部に都市計画法の都市計画区域や用途地域を記載することが考えられる。また、建物登記簿には、長期優良住宅かどうかなどを記載すれば住宅流通の活性化などにも寄与するものと思われる。

道路についても道路法の道路なのか、建築基準法の道路となるのかなどを登記情報に反映することができればよいと思われるが、登記情報の一覧性なども加味して検討する必要があると思われるし、地図情報との連携なども精査してみる必要がある。

登記簿の表題部に制限事項などを新たな情報として載せた場合、その更新をどうするかという課題が残るが、定期的に市町村などから嘱託登記をすることで解決できるとと思われる。

土砂災害発生源と 所有者等不明土地との関係

特任研究員 本間 勝

研究背景

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定については、同法の平成27年改正に基づき、各都道府県が、その基礎調査を実施し、区域指定を行う作業中にある(基礎調査は平成31年度までに全都道府県が完了予定)。その進捗は都道府県によって違いがあり、各地域の特性や事情があると推察できる。

一方で、土地の所有権に疎い地方の山間部を抱える地域は、土砂災害発生源となる土地(山林斜面地等を想定)が所有者不明あるいは所在地不明である状況が想像される。

土砂災害発生源となり得る土地の所有者が不明な場合は、迅速な区域指定と対策を施せない状況になってしまうため、社会的問題となる。

研究目的

以上の背景から、まずはその実態を把握したいところだが、土砂災害発生源と所有者等不明土地との状況や実態を把握できる調査結果が無い状況である。

よって、本研究の目的は、土砂災害発生源と所有者等不明土地との状況や実態を事例で検証するとともに、各都道府県における実態を整理することを目的としている。

研究方法

国内において土砂災害危険箇所が極めて多く、平成26年の大規模土砂災害を経験している広島県広島市安佐北区・安佐南区の状況について現地調査を行い、問題点を洗い出す。特に権利関係、土地環境(地質、土壌、森林、宅地造成)の観点から調査する。

その後、47都道府県の砂防課に郵送アンケート調査を行い、問題点を整理する。土地の所有者不明

等による問題点があれば、深く考察する。

平成29年度の調査結果

1. ヒアリング調査

平成29年9月末に国土交通省砂防部がまとめた「土砂災害警戒区域等の指定状況」によると、区域指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県・島根県・鳥取県・奈良県の16府県である。その他関東のみに着目し、千葉県の進捗が遅く、神奈川県が進捗が完了に見えたため電話ヒアリングを行い、状況を確認した。

その結果、以下のような回答を得た。

千葉県…マンパワー(各土木事務所)、地域の広さ、説明会等の合意形成に時間を割くなどの理由により、進捗が遅い。

神奈川県…完了ではない。崖地のレッド指定のみが合意形成の準備で遅れている。

2. 現地調査

平成29年11月24日に広島県庁及び広島県広島市安佐北区・安佐南区で現地調査を行った。

(1) 広島県庁へヒアリング調査

広島県土木建築局土砂法指定推進担当へヒアリング調査を行った。その結果、広島県は土砂災害防止法に基づく基礎調査の際、土地の所有者を調べていないことが分かった。その理由は、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域などは地番の指定が必要無いからとのことであった。すなわち、土砂法の区域指定は区域となるエリアを物理的に測定してそのエリアを確定し、不動産の所有関係に関係なく居住を重視する観点から、そのエリアを含む地域に広く説明会の実施を呼びかけて合意形成をする、という方法を取っているためであることが分かった。

また、土砂災害発生源の土地所有者を調べることは、今回のケースにおいては砂防堰堤工事を行っているので、工事の際に各事業主体が調査しているはずである、との見解を得た。その理由は、土地所有者の了解なしに工事はできないため、とのことだった。しかしながら、各工事の実施主体は県、国土交通省など工事ごとに違うため、全体を統括して土地

所有者等を把握することが制度上でできていないことが分かった。ただし、国交省が事業主体となっている箇所は、国有地であることが必然的に分かるので、本事例においては、実態としては国有地が多く、場所によっては民有地もあると推定できた。なお、国有地以外の所有者不明土地かどうかについては、本調査では把握できなかった。

(2) 土砂災害現場の視察

その後、広島会の山中研究員の協力を賜り、広島市安佐南区緑井地区(死者14名)と広島市安佐南区八木地区(死者52名)の災害現場2か所、広島市安佐北区可部東地区(死者4名)の災害現場1か所を視察した。特に可部東地区は、バブル経済期に下水道等不完全な整備による宅地造成を行い未売却となっている箇所があり、山体斜面地の乱開発の様子がうかがえた。

(3) 地質調査

安佐北区の崩壊現場は、粗粒の黒雲母花崗岩が多く、マサ土であった。この件、平成26年の土砂災害による土質の分析については、千木良ら(2015)や稲垣ら(2016)の既往研究が数件ある。

安佐北区可部東地区(上原)の土砂災害現場の地質特性については、検査用のため、土砂を少量採取した。念のため、粒度試験、鉱物特定(XRD)、蛍光



写真1 広島市安佐北区可部東地区内の土砂災害現場の状況(2017年11月)

X線(XRF)分析を行った。粒度特性は、地盤材料分類における「細粒分質砂質礫(G-FS)」に該当し、細粒分をやや含む「礫混じり砂」に相当する。土粒子密度は、一般的なマサ土に比べやや低い値であったが、一般値の範囲内であった。

また、蛍光X線分析によって、花崗岩とマサ土の数値変化を分析した。カルシウム、銅、ストロンチウム、鉛含有量の減少から、風化に伴う溶脱が考えられる。一方で、カリウム、ルビジウムは含有量が増加しており、周辺環境から吸着している可能性がある。

平成30年度の予定

実態調査のため、全国47都道府県の担当部署にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて実態を明らかにする予定である。

以上

【追記】

本研究の期間中に、平成30年7月豪雨(西日本豪雨)が発生し、調査地の広島県を含め西日本の広範囲に土砂災害が発生しました。

本災害による犠牲者の方々に対し、ここに哀悼の意を表します。

～参考文献～

稲垣秀輝・大野博之・磯部有作
「平成26年8月広島土砂災害の土石流粒度構成の違いによる沖積錐の形成過程」
日本地すべり学会誌 Vol.53, No.5, 2016年

千木良雅弘・松四雄騎・鄒青穎・渡壁卓磨
「2014年広島豪雨による土砂災害の地質規制」
自然災害研究協議会中国地区部会研究論文集第1号 39-42, 2015年

広島県土木局砂防課
『平成26年8月20日発生 8.20 土砂災害』
2015年1月

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 54

神奈川会

『神奈川会の社会貢献活動』

神奈川県土地家屋調査士会 広報部 平田 義昭

平成30年6月12日、シンガポールにおいて史上初の米朝首脳会談が開催されました。

歴史的快挙ともいわれますが、内容としては劇的な緊張の緩和は望めず、我が国は依然として隣接国との間に緊張状態を有しています。そして万一有事が起きた際には、神奈川県は自衛隊基地の他、横須賀、厚木、座間などに米軍施設が存しており、ミサイルの目標となる危険性があります。

また、同日の国内ニュースで、千葉県房総半島沖でプレート境界の岩盤がゆっくりとすべり動く「スロースリップ現象」が観測されたとの報道がされ、ここ数日地震が相次いでいます。

このように我が国は自然現象の他、人為的な原因による災害を受ける可能性を有しており、日常から防災を意識して行動することが非常に大事であります。

神奈川県土地家屋調査士会は、平成29年9月21日に、神奈川県及び県下33市町村と「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」を締結しました。この協定により神奈川県内で災害が発生した場合には、神奈川会は県及び全市町村に対し、家屋被害認定調査等の協力を行い社会貢献に尽くし、復興に協力することが可能となりました。

災害時の対応の他、平時の取組として、県、全市町村及び神奈川会が災害時にスムーズな連携が取れるよう連絡体制等の共有化や、認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的とした研修会の開催があります。

そして、平成29年11月10日、神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課による平成29年度住家の被害認定調査等研修会が県庁において開催されました。

内閣府職員による被害認定調査の概要の講義に続き、県職員による熊本地震における被害認定調査業務の報告、及び横浜市職員から罹災証明発行業務に関しての報告を受けました。特に災害が発生した現地では、応援で到着した被害認定調査員への講習の時間がないこと、土地勘のない場所での担当地域へ

たどり着くことが困難なこと、そして被災し罹災証明を受ける人々の数が膨大で一つ一つの申請に対し対応できる時間に限りがあること等の報告は実際の現場では、その場自体が緊迫しており、常に緊張状態である印象を受けました。

研修の終わりに当会上田広報部次長から、協定の細目を各市町村の実情に合わせられるよう個別に対応する提案がなされ、多くの自治体担当者から賛同を得ました。海に接する自治体、山林を多く有する自治体など地理的要因により、津波や土砂崩れ等災害の種類が変わること、また上記にあるように軍施設を有する自治体は基地対策課を設置しており、人為的な原因による被害も想定し対応することが必要であるからです。

私が受講した会場である災害対策課会議室には全テレビ局の報道が映せるよう数多くのモニターが設置されており、また机には防災電話等連絡を取るための無数の受話器が置かれ、そして水、カンパン等の緊急物資が大量に備蓄されており、神奈川県の防災対策の一端を観ることができたことも非常に有効な研修でありました。

以上、神奈川会の社会貢献活動についてご紹介しました。



写真1：災害対策本部室。映画のセットのようでした。



写真2：会議室での研修風景。



写真3：会議室内のモニター。全テレビ局分ありました。奥には緊急物資が備蓄されています。



高知会

『「土地家屋調査士PR活動について」現場こそ最高の広報活動！』

高知県土地家屋調査士会 広報部長 井上 拓也

高知会の広報活動といえば、何ととっても平成7年から継続して実施している法務局の不動産登記法第14条地図作成作業への参画と加えて、平成17年からほぼ連続して参加している地籍調査事業が挙げられます。

土地家屋調査士登録から今年で22年目になる私も第一回目の法第14条地図作成作業(当時は17条地図というおりましたが)に加わり、コンクリート杭の埋設作業に必要な砂や水を山の上まで運んだものでした。以来、高知ではこれらの作業に参加することが新人会員の登竜門となっており、また一年を通じて町のどこかで十数人の土地家屋調査士が作業に従事しているわけですから、知名度を上げるためには絶好の機会であり、良い広報活動となっています。

今年も新人土地家屋調査士が先輩土地家屋調査士と共に頑張っております。

なにせ、会員数123名の小さな会ですから、若い会員は毎年の恒例行事のように14条作業か地籍調査作業に参加することになりますので本当に大変ですが、先輩土地家屋調査士から地権者への対応やうまい境界鉾の設置技術を学ぶ良い機会にもなり、新人、ベテランの良い交流の場にもなっています。(も

ちろん高知ですから、酒の席での交流も盛んです。)

さて、高知会の広報グッズのご紹介ですが、2013年に高知県は高知県振興キャンペーンの一環として「高知家」という名称を発表いたしました。これを利用してポロシャツを作製いたしました。前広報部長はこれを着用して「高知龍馬マラソン大会」等に選手として参加しておりました。(順位はともかく、完走はしたとのこと。)

現広報部長としては、絶対にやるつもりはありませんが…。





その他無料相談会等各種イベントの際には広報部員が着用しています。

同様にステッカーを作り会員に配布して作業車や事務所に貼ってもらい広報活動に努めています。

他に「不動産表示登記無料相談会」に向けて、地元紙に全県下を対象として相談会の案内とともに全会員の名前を掲載した広告チラシを配布いたしました。これには大きな費用が掛かるのが難点ではあります。

また、毎年恒例行事として大会主催のソフトボール大会が行われます。この大会には、法務局、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会から100名ほどの参加があり、夜の懇親会も含め楽しく交流を深めています。

親睦事業ではありますが、他士業の会員を通じ土



地家屋調査士の知名度アップに貢献していると思います。

今後は、近年土地家屋調査士試験への受講生が減少していることもあり、補助者に対する支援として勉強会の開催等にも力を入れ、即戦力となる土地家屋調査士を増やすことや、各種学校に向けた出前講座を開催することで、息の長い広報活動を行っていきたく思っております。

最後に、高知といえば坂本龍馬ですが、ファンの間では聖地として有名な「高知県立坂本龍馬記念館」がリニューアルオープンいたしました。龍馬の書簡を含め数々の貴重な資料を展示しております。是非ご来館くださいませ、と「高知家」の一員として高知県の広報活動をして筆を置きたいと思っております。





第33回
日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ大会
開催案内
『こられえ
晴れの国おかやまへ』



前夜祭・宿泊

日 時 平成30年10月28日(日) 受 付 午後4時から
開 宴 午後6時

場 所 『ANAクラウンプラザホテル岡山』
〒700-0024
岡山市北区駅元町15番1号
TEL 086-898-1111



ゴルフ大会

日 時 平成30年10月29日(月)
場 所 『東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ』
〒706-0302
岡山県玉野市下山坂1345
TEL 0863-41-2311
※定員は160名を予定しております。

観光

日 時 平成30年10月29日(月)
岡山後楽園、日本のエーゲ海“牛窓”の観光、備前焼ろくろ体験
オーシャンビューと瀬戸内の海鮮料理を満喫する旅



申込締切

平成30年8月31日(金)
所属の土地家屋調査士会へお申し込み願います。

問合せ先

岡山県土地家屋調査士会
〒700-0807
岡山市北区南方二丁目1番6号
TEL 086-222-4606
FAX 086-225-2018
問合せメールアドレス info@okayama-chousashikai.or.jp

第12回つくば国際 ウォーキング大会

去る平成30年6月2日、3日の2日間にわたり、標記大会が開催された。第1回目から日本土地家屋調査士会連合会も関与させていただき、12回目の開催となった。

広報部長としては、大会の晴天開催に寄与するために我が連合会長の祝意だけを預かり、初めてのつくば市を訪問した。本大会には約2,000人の方が各地からご参集されたとのことで、主会場である研究学園駅前公園は大勢の参加者の皆様で賑わっていた。

大会関係者のご挨拶の後、全員揃っての準備体操、そしてウォーキングレッスンが行われた。「歩く」動作には歩幅、手の振り方、速度により全身の運動量と効果の違いが大きいことが実践レッスンで示された。日常「歩く」ことに無関心な自分自身を猛省する機会となるが、現時点では猛省したのみである。スタートでは、皆さんの出発に合わせて、地元の囃子連による陣太鼓が壮大に鳴り響き、関係者らと拍手でお見送りをした。

さて、会場を国土地理院に移す。ここでは同時に「測量の日」のイベントが開催されており、茨城土地家屋

調査士会会員がおそろいのベストと帽子で歩測大会のお手伝いをしてくださっていて、なんとも頼もしい笑顔に嬉しくなった。この会場では地図に関する様々な展示と体験が行われており、子供から大人まで多くの参加者であふれていた。

本大会を開催当初から大切に育てておられる堀野正勝大会顧問と共に連合会が関与させていただく契機となった故・松岡元連合会会長のお話をしながら、しばし面影を偲んだ。

来年は6月1日、2日の開催が予定されている。科学の街・科学万博記念公園をめぐる25 km、国土地理院と静かな街並み15 km、科学万博記念公園5 kmのコースが設定されているが、来年は最後のコース辺り、エントリーしてみようかと考えながらつくば市を後にした。

大会関係者の皆様、そして茨城会の皆様、お疲れさまでした。「歩く」ことで健康寿命を延ばすことに寄与する、そしてイベントを通して人とつながるという大きな意味を持つこの大会が、来年も多くの参加者の方々に喜んでいただけるものとなりますように。

最後に、多くの研究所が存在するこの地域で非常に印象に残った看板を目にしたので、ご紹介します。

「この歩道は…ときどきロボットが通ることがありますのでご注意ください。」

広報部長 金関圭子(岡山会)

注 ~モビリティロボット実験特区とは~
つくば市は、平成23年3月25日、日本で初めて「モビリティロボット実験特区」として、内閣総理大臣により認定されました。

モビリティロボット(モビリティロボットとは、ロボット技術を活用した新しいモビリティ(人が搭乗して移動するための機器)です。)は、現行法上、日本の公道を走行することができないため、実用化のための実証実験を行うことができません。しかし、モビリティロボットには、これからの低炭素社会、安全安心なまちづくり、少子高齢化対応社会の中で課題解決に役立つ可能性が高く、大きな期待が寄せられています。また、ロボットは産業としても将来大きな産業として育っていくことが高く期待されています。

そうしたことから、つくば市では、つくば市内の一定エリアの公道において、モビリティロボットの社会的な有効性や歩行者等との親和性、社会受容性等についての検証実験を行っていきます。検証実験を通じて、日本をリードする新たなロボット産業の育成に取り組み、人とロボットが共生する社会の新しいモデルの発信をしているそうです(詳しくは、Webサイト<http://mobility.rt-tsukuba.jp/>をご覧ください)。





団体総合生活補償保険で 突然のケガ・病気によるリスクに 備えましょう！！

～お支払例①～ 測量中に転倒し足を骨折してしまい、入院及び通院治療を受けた。

●ケガのみタイプ「TB」型に2口加入の場合

傷害入院保険金日額：8,000円、傷害通院保険金日額：4,000円

【お支払保険金額】

▼おケガをした日 2ヶ月後に完治 ▼

入院 5日間	退院後、週2日通院 実通院日数：20日
-----------	------------------------

入院 8,000円 × 5日 = 40,000円

通院 4,000円 × 20日 = 80,000円

合計：120,000円のお支払

～お支払例②～ 胃潰瘍で入院し手術を受け、その後通院治療を受けた。

●病気とケガの補償タイプ「TC」型に2口加入の場合

疾病入院保険金日額：9,000円、疾病通院保険金日額（退院後通院）：4,000円

疾病手術保険金：入院中の手術の場合は、疾病入院保険金日額の10倍

▼入院をした日 3ヶ月後に完治 ▼

入院 14日間、 その間に手術	退院後、通院 実通院日数：5日
--------------------	--------------------

【お支払保険金額】

入院 9,000円 × 14日 = 126,000円

疾病手術保険金 9,000円 × 10倍 = 90,000円

通院 4,000円 × 5日 = 20,000円

合計：236,000円のお支払

保険期間：平成29年10月1日から1年間



中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B18-100180 使用期限：2018年10月1日

第33回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクールを開催し、全国からお寄せいただいた作品の中から、入賞・入選作品が第75回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。



第32回に引き続き、応募作品を連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票を開催しました。

また、今回から応募作品のメール受付を開始し、多くの方からご応募いただきました。

審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。(は一もに一賞を除く。)

入賞・入選作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非コンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。

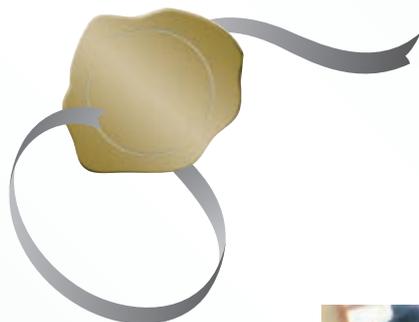
本紙面において、ご応募された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。





今年は、日本土地家屋調査士会連合会の写真コンクールにとっては大きな転換期になりました。それは、デジタル写真全盛の時代になり、日常化したスマートフォンなどの画像機器も高級一眼レフカメラ並みの高性能になってきたことを機会に、大サイズの写真プリント以外にも電子データ(Web)での応募を可能にしたことでした。結果は、応募数が従来よりも格段に増え、更に変化に富んだ作品が多く届けられました。いうまでもなく、写真の原点と魅力は“記録性”にあります。身近なごく日常の暮らしの光景、出会った自然の美しい風景などこれからも積極的に記録、創作をされることを期待しております。

(審査員 木村 恵一)



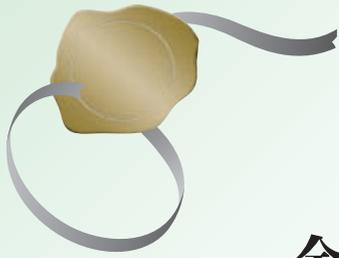
連合会長賞



「似合ってますか？」

大関 珠恵(福島会)

トトロの被り物を付けた子供の表情がとても可愛いですね。オムツを付けたまま畳の上を元気一杯動き回る姿を逃がさず、手元のスマートフォンで画面一杯に記録しました。後ろを追いかける人物の足元などを画面に入れるなど偶然のチャンスも逃がしませんでした。いつでも写真が撮れるように準備ができているからこそ撮れた最高に楽しいファミリーフォトの完成です。



金賞

「ヤマセミに 魅せられて！」

神長 正昭(茨城会)

山地の溪流の周辺に生息する野鳥のヤマセミが、自分のテリトリーである枯枝に着地する瞬間を見事に捉えました。超望遠レンズを三脚に乗せ、チャンスが来るのを辛抱強く静かに待ち続けたのでしょう。大きく広げた羽の美しさの瞬間を捉えた技術と感性はプロ並みの優れた表現です。



銀賞

「楽しい影法師」

徳元 たつ子(神奈川会)

夕陽を浴びて下校する子供たちの姿が元気いっぱいいいですね。冬の日の長い影法師を路上に残して家路につく子供たちと撮影が難しい日没前の逆光線の光景を、ローアングルで遠近感と立体感を上手に構成して瞬間を上手にスナップしました。

銀賞

「イソギンチャクの じゅうたん」

押尾 正一(千葉会)

イソギンチャクの間から顔を覗かせるクマノミの表情がちょっととぼけたようで楽しいですね。ダイビングでのクローズアップの撮影で、イソギンチャクの先端がまるで水玉のように幻想的な光景を作り出しました。僅か10センチ余りの小さなクマノミの生態を上手なカメラワークで撮影しました。



銅賞「気球」 薩摩 陽平(大分会)

朝日を浴びながら大空に舞い上がるバルーンの姿を良いタイミングで画面一杯に美しく表現しました。佐賀インターナショナルバルーンフェスタは世界的に有名で、2年前の世界選手権では各国から200機近いバルーンが参加したそうです。この場面を想像しながら夜の暗いうちからカメラ位置を確保したからこそ撮れた写真です。



銅賞「春の小川」 袴田 安子(静岡会)

懐かしい光景です。今の時代、部屋に籠もって一人でゲームに熱中することが当たり前となっている中で、まるで時計を昭和の時代に逆戻りさせたような子供の情景を撮影しました。思わず童謡「春の小川」を口ずさみたくくなるような素適な構図で撮影をしました。



銅賞「鬼の窟古墳」 稲元 志朗(宮崎会)

ドローンによる空中撮影で畑の古墳の姿を幾何学的模様のように撮影しました。古墳の姿形は、地上では写真でなかなか上手く表現しにくいのですが、今ではドローンで個人撮影ができるようになりました。これからは調査にも活躍するようになることでしょう。



はもに一賞「飛行機雲」 宜野座 俊彦(宮崎会)

土地家屋調査士会員によるインターネット投票第1位

入選

君島 利夫	栃木会	「豊穰まつり」
吉田 英男	奈良会	「光の中で」
平野 肇	愛知会	「彼岸花の咲く頃」
唐澤 正	石川会	「日暮れ」
妹尾 英史	岡山会	「夕焼けを探して」
納富 恵美	鹿児島会	「ねえ、おにいちゃんタマネギ好き？」
堀家 誠人	香川会	「番(にゃん)犬」
中邑 亮	連合会	「島の猫」

佳作

今井 廣夫	東京会	「都会のオアシス 大雪！新宿御苑」
田村 悟	東京会	「ひなたぼっこ」
菊地 貴広	神奈川会	「カルガモ親子」
嶋原 勤	埼玉会	「夜明け」
藤本 紘一	山梨会	「秋光に佇む」
田崎 実	福岡会	「お花見しようよ！お義母さん」
河本 浩志	愛媛会	「Hot! Summer!!」

お知らせ

土地家屋調査士2019年オリジナルカレンダー

古地図に見る夢の記録

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で19回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 486円	1本 648円	1本 648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2018年8月31日(金)		
納品予定	2018年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り
▼
**2018年
8月31日(金)**

お 申 込 み に あ た っ て

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) 「境界紛争ゼロ宣言!!」シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2018年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,296円	1,512円	2,700円

ご注文は FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 **FAX:06-6346-0352**

■ご注文本数

A)シンボルマークのみ 1本 486円 <input type="text"/> 本	B)調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本	C)調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本
--	---	--

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2018年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2018年 月 日

お名前(または事務所名)	TEL () -
印	FAX () -

カレンダーお届け先 お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 ネーム住所と同じ

受付欄

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成30年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

記

開催日時	平成30年9月22日(土)午後0時20分 開始 平成30年9月24日(月・振休)午後3時 終了
開催場所	千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目1 「幕張国際研修センター」 電話 043-304-5851
受講対象者	受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済みです。

G空間EXPO2018のお知らせ

地理空間情報科学で未来を作る

「G空間EXPO2018」が、今年も日本科学未来館(東京・お台場)で開催されます。開催期間は、2018年11月15日(木)から17日(土)までの3日間です。

日本土地家屋調査士会連合会では、11月16日(金)に講演・シンポジウムの開催を予定しております。なお、詳細は決まり次第追ってお知らせいたします。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



6月16日
～7月15日

この度、発生しました大阪府北部を震源とする地震、日本各地を襲った記録的豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧と復興をお祈りいたします。

6月

17日、18日 第2回常任理事会

現執行部として初めて臨む「定時総会」を二日後に控え、全国各単位会から届いた多くの質問と要望事項に関して、共通認識を確認する事を主たる目的として、常任理事会を招集する。会議二日目の朝、大阪府北部地震が発生し、現地の単位会会長とも連絡を取りつつの常任理事会となった。

18日 関東ブロック協議会第1回会長会議

東京土地家屋調査士会において関東ブロックの会長会議が開催されるとの案内をいただき、加賀谷副会長と共に出席。挨拶として、翌日からの連合会総会への協力をお願いさせていただいた。

18日、19日 第75回定時総会議事運営等の打合せ
総務担当役員と定時総会の最終打合せを行う。本年の総会には80件ほどの質問・要望事項が届いており、全体の流れや時間配分等を念入りに打合せした。

19日、20日 第75回定時総会

会長として初めての定時総会であるが、自分自身も、全役員に対しても胸を張って堂々と臨むよう伝える。事務局も含めて、各々の持ち場において適切な対処を行ってもらったおかげもあり、議案は全て原案どおり可決承認された。また、一日目終了後に開催した懇親会には、過去最高規模の多くのお客様に参集いただき、誠に感謝の一言である。連合会の

周りには、大変なことも、面倒なことも一緒になって考え、行動してくれる大勢の仲間の存在がある。

20日 日本不動産鑑定士協会連合会 第54回総会懇親会

この時期は、他団体も総会シーズンであり、この日は不動産鑑定士協会連合会の総会にお招きいただいた。会場の八芳園は、都内とは思えないほど静かな庭園が広がる。庭園の名称は「四方八方どこを見ても美しい」に由来するのだそうだ。

22日 一般財団法人日本地図センター 第14回評議員会

日本地図センターの評議員会に私が参加するのは6回目である。今回の報告によると、月刊誌を発刊している中で「日本地下鉄地図帳」といった内容が好評であったそうだ。帰りに販売コーナーに立ち寄り、早速、購入してみた。

28日 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 第33回定時総会及び懇親会

全公連の総会に小野副会長、柳澤専務理事と共に出席。私自身も、業務への取組方や資格者としての要素等について、若い頃から地元の公嘱協会に育ててもらった意識もあり、感謝の思いを持って挨拶をさせていただいた。

29日、30日 中国ブロック協議会 第61回定例総会
今年中国ブロック協議会の総会の開催地は、広島市である。山口会所属の戸倉連合会副会長と共に出席。広島法務局長からの祝辞において、政府の骨太の方針に登記所備付地図作成の推進や表題部登記に関しての政策が盛り込まれた旨を触れていただき、社会における私たち土地家屋調査士への注目度を再認識した。

30日 衆議院議員盛山正仁 第21回「I LOVE KOBEの会」

日頃からお世話になっている、盛山正仁議員のセミナーが神戸市で開催され、地元単位会の橋詰会長と一緒に出席。講演の中では、「批判は甘受しながら、決断力を発揮する」ことの大切さを強調された場面が印象的であった。

7月

2日 大阪府北部地震に関して現地入り

6月18日に発生した大阪府北部地震の現地を金子大阪会会長、久保同会総務部長と共に訪問。「日本土地家屋調査士会連合会」のネーム入り作業服を着て、被災地に近づくとつれ、屋根をブルーシートで覆われた家や土嚢を積んだままの家、壁のタイルが落ちたまま散乱している建物等を間近にみると、報道以上に大変な災害だと再認識した。茨木市役所、大阪法務局北支局、大阪土地家屋調査士会事務局、大阪法務局を訪問し、お見舞いを申し上げ、対応策を打合せさせていただいた。

2日 衆議院議員石田真敏 第9回石田真敏政経セミナー

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の事務局次長としてお世話になっている、石田真敏議員のセミナーに出席。この日は大阪での開催ということもあり、石田議員の地元・和歌山会から川口会長も参加され国政報告を拝聴。

2日 山下貴司衆議院議員との勉強会

大阪から新幹線で東京へ移動し、山下貴司議員との勉強会に向かう。本年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」及び「空き家対策」に関して、広範囲な視点による提案と示唆をいただき、共に参加した全調政連役員共々一段と士気が上がる思いである。

6日 北海道ブロック協議会 平成30年度第49回定時総会

北海道ブロック協議会の総会が本年は旭川会のお世話で開催され、梅雨前線の影響による大雨で北海道地方にも水害被害が出る中、菅原副会長と共に出席。地方法務局長の祝辞において、特に筆界特定制度と地図づくり事業の重要性に関して触れていた。

8日、9日 関東ブロック協議会 第64回定例総会
長袖の上着を着ていても震える旭川から一転、猛暑日の横浜に向かい、関東ブロック協議会の総会に出席。野城関東ブロック協議会会長からの挨拶において連合会事業に対する力強い言葉をいただき感激の至りである。会議途中、西日本を中心とした記録的豪雨により甚大な被害が発生しているとの報を受け、9日は地元のお世話へ戻りその日のうちに大洲市を訪ねたが、その変わり果てた町の現実に呆然と立ち尽くす…。

10日、11日 第11回国際地籍シンポジウム実行委員会(第2回)

定時総会における事業承認を踏まえ、11月開催予定の標記シンポジウム実行委員会に冒頭出席。国際地籍学会会長として挨拶と提案をさせていただき、企画全体の詳細について報告を受ける。

11日、12日 第3回常任理事会

常任理事会を招集し、今般の豪雨による災害対策本部としての確認事項及び、先日の定時総会における承認事項と議論についての認識と対応の共有化を図る。各副会長、常任理事とも以前にも増してエンジン全開の様子である。

13日、14日 東北ブロック協議会 第63回定時総会
東北ブロック協議会の総会には初めてお邪魔するが、岩手会所属の菅原副会長と一緒にでもあり心強い。今なお、東日本大震災からの復興に取り組んでいたことに感謝申し上げるとともに、現在の土地家屋調査士制度の環境について報告させていただいた。

6月

17日、18日

第2回常任理事会

<協議事項>

- 1 第75回定時総会の対応について

第2回常任理事会業務監査

19日、20日

第75回定時総会

第1号議案 (イ)平成29年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成29年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)審議の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)審議の件

第4号議案 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)審議の件

第5号議案 平成30年度事業計画(案)審議の件

第6号議案 (イ)平成30年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成30年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

22日

第1回ランドデザイン「基本計画」・同ランドデザイン「中央総合研修・研究所」合同会議

<協議事項>

- 1 制度対策本部「制度の将来に係る検討」の平成30年度執行計画について
- 2 今後(本年度内)の協議・対応について

26日、27日

第2回広報部会

<協議事項>

- 1 「子ども霞が関見学デー」の運営等について
- 2 「G空間EXPO2018」への参画について
- 3 オリジナル測量野帳の配布等について
- 4 PR動画コンテストの実施方法について
- 5 寄附講座・出前授業の具体的な情報収集の方法と意見の集約の方法について
- 6 「事務所運営に必要な知識」について
- 7 平成31年度発行の会報印刷業者の選定等について
- 8 会報9月～翌年8月号までの表紙に使用する写真の選考について
- 9 広報セミナーの受講について
- 10 月刊『測量』の執筆者順について

27日

第2回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 直近の「事務所運営に必要な知識」掲載記事について
- 2 全国一斉不動産表示登記無料相談会の記事掲載について
- 3 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 4 8月号の編集状況について
- 5 9月号以降の掲載記事について
- 6 第1回全国会長会議の取材及び記事について
- 7 会報9月～翌年8月号までの表紙に使用する写真の選考について

27日、28日

第3回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

28日

第1回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成30年度の研究所事業及び研究方針について
- 2 地籍問題研究会と連携について
- 3 G空間EXPO2018への参画について
- 4 研究所研究報告書の冊子作成について
- 5 日本登記法研究会学会移行に伴う連合会への要請事項について
- 6 二線引畦畔について～業務部との協議について
- 7 第11回国際地籍シンポジウムについて

7月

3日、4日

第2回研修部会

<協議事項>

- 1 平成30年度研修部事業計画に基づく執行計画について
- 2 中央実施型の新人研修について
- 3 会員必携の補訂について
- 4 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 5 各種委員会委員等の選任について
- 6 土地家屋調査士CPDに関するアンケートの実施について
- 7 CPDポイントの付与の可否について

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成29年度社会事業部の事業執行計画等に

- ついて
- 2 社会事業部所管の委員会委員の選任について

10日、11日

第11回国際地籍シンポジウム実行委員会(第2回)
 <協議事項>

- 1 応募論文について
- 2 プログラム論文集の構成について
- 3 チラシについて
- 4 受付方法について
- 5 プログラムについて
- 6 事務局体制について
- 7 今後のスケジュールについて

11日

第4回正副会長会議
 <協議事項>

- 1 平成30年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

11日、12日

第3回常任理事会
 <審議事項>

- 1 連合会顧問の委嘱について

- 2 平成30年度各種委員会等の設置及び委員等の選任について

- 3 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正(案)について

- 4 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正に伴う関係規則等の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 「ミャンマーの土地登録法制の調査研究」について

- 2 平成30年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について

- 3 平成30年度第1回全国会長会議の運営等について

- 4 平成30年度改訂版「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」(案)について

- 5 中央実施型の新人研修について

- 6 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について

- 7 G空間EXPO2018への参画について

- 8 空き家等問題への対応について

- 9 土地家屋調査士特別研修の受講促進についての協力依頼について

第11回国際地籍シンポジウム開催のご案内

「第11回国際地籍シンポジウム」を開催いたします。概要は次のとおり。

日 時	2018年11月21日(水)午前9時30分～午後5時
開 催 場 所	ホテル日航福岡(福岡県福岡市)
主 催 機 関	国際地籍学会
実 施 機 関	日本土地家屋調査士会連合会
後 援 (予 定)	法務省、国土交通省、福岡法務局、福岡県、福岡市
協 力	地籍問題研究会、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会、福岡県土地家屋調査士会、福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
メインテーマ	「地籍 Society5.0 ～地籍制度の充実による「超スマート社会の実現」～」

土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

平成30年6月1日付

東京 8052 植草 宣弘
神奈川 3096 矢野 太郎
神奈川 3097 伊藤 聖紀
埼玉 2665 並木 俊樹
千葉 2200 永井美智子
茨城 1461 吉田 健次
大阪 3341 穴水 英孝
兵庫 2507 後藤慎二郎
兵庫 2508 永松 俊介
奈良 449 木村 喬
愛知 2977 武山 大輔
熊本 1213 白石 健司
宮崎 810 富田 智行
山形 1242 金原 武志
徳島 513 西 真人

平成30年6月11日付

東京 8054 石原 隆弘
東京 8055 山田 篤
東京 8056 松永 聖矢
東京 8057 渡邊 貞雄
静岡 1814 内野 雄斗
和歌山 441 峯野 賢治

平成30年6月20日付

埼玉 2666 小川 泰雅
愛知 2978 佐久間 豊文
石川 675 越野 真綺
山形 1243 池田 竹義

■ 登録取消し者

平成30年2月26日付

沖縄 109 湧川 勇吉

平成30年2月27日付

石川 464 谷口 成一

平成30年3月2日付

東京 1203 丸山 吉政

平成30年4月11日付

長野 2334 竹前 利一

平成30年4月14日付

神奈川 3057 内原 功

平成30年4月26日付

埼玉 1303 川合 豊

平成30年4月28日付

宮城 900 米田 知己

平成30年4月30日付

山口 672 渋瀬 清治

平成30年5月4日付

愛知 2004 都築 政勝

平成30年5月5日付

大分 782 諫山 浩

平成30年5月8日付

三重 670 中川 明

平成30年5月22日付

大阪 2267 石井 康信

平成30年5月30日付

東京 5293 山野辺 貞夫

岐阜 896 田中 昭嗣

平成30年6月1日付

埼玉 2128 長尾 俊哉

岐阜 1060 可児 功吉

広島 1107 石井 康之

長崎 692 山口 秀彦

宮城 1025 岩渕 民典

平成30年6月11日付

神奈川 2977 小菅 誠

栃木 545 坂主 俊一

栃木 761 阿部 光洋

大阪 1739 船津 靖

大阪 2694 津和 章雅

広島 1453 新谷 正洋

沖縄 466 豊原 利夫

宮城 772 川口 博

福島 1107 渡邊 孝

平成30年6月20日付

神奈川 2886 千野 朋彦

埼玉 2507 栗林 俊之

静岡 948 海野 雄次

福井 287 河瀬 修

広島 1307 加納 謙

■ ADR認定土地家屋調査士登録者

平成30年6月1日付

神奈川 3097 伊藤 聖紀
長野 2598 丸山 進悟

平成30年6月20日付

岡山 1391 平山 学

もっと早く増口しておけばよかった

岐阜会 吉田 康弘

私は昭和45年生まれの48歳、日本中がバブルに沸いた80年代は学生で社会人となった頃の日本経済は悪化の一途をたどっている真っ最中でした。その頃、短期間ではありますがサラリーマンとして会社勤めをしていた私は、厚生年金に加入していましたが、老後は年金が支給されるものだと漠然と考えていました。

しかしながら当時の職業にやり甲斐を見出せなかった私は、27歳で土地家屋調査士という士業と出会い、思い立ったが吉日とばかりに右も左も分からないままこの世界に飛び込みました。運良く直ぐに地元で補助者として勉強させてもらうことができ、4年後の平成13年に開業、今年で18年目を迎えます。思い返してみればこの士業との出会いが私の人生の大きな転機となりました。安定したサラリーマンから転職までして士業に身を置くわけですから当然やり甲斐はありますが、自営業者である私たちは、社会保障について他人任せというわけにはいきません。ゆとりある老後生活を送るためには、国民年金だけではなく、上乘せする形で貯蓄をすることが大切だと思います。

そこで、個人年金保険など様々ありますが、私は国民年金基金に加入することにしました。

とはいうものの、開業当初は収入もなかなか安定しませんし、老後なんて何年も先のことだという思いから、年金についてあまり深く考えることはありませんでした。それに、諸先輩方からいろいろ見聞きはしていたものの実際に開業してみると、なかなかやり練りが大変で、程なく借り入れた運転資金の返済や生活費の工面などで、毎月返済日には通帳と睨めっこをすることが習慣となり、老後のことなどは考える余裕もなくすっかり後回しにしていました。また、その頃の経済は先行きが不透明なこともあり、30代前半で至って健康な私は将来に対して漠然とした不安を抱えながらも、サラリーマン時代に加入していた厚生年金に加入することもできませんし、老後なんてまだまだ先のこと、もう少ししてから考えればいいことだと自分に言い聞かせ、目を背けがちになっていました。そんな折でした。国民年金基金から案内をいただき1口からでも簡単に加入できること、また掛け捨てにならないように考えられており積立型であること、しかも全額が社会保険料控除の対象になることを知り、取りあえず



2口くらいから始めてみようと思い加入しました。他の個人年金保険の加入も考えましたが、国民年金基金は、収入の状況に合わせて増口や減口が自分のペースで無理なくできることにも大きなメリットを感じ、選んだ決め手となりました。

そして、40代半ばを迎えた頃、以前と比べ少しずつ仕事や私生活も軌道に乗り、ゆとりができて始めました。私生活では成長する我が子の姿を喜びながら、同時に少しずつ自身の体力の衰えを感じるようになり、あと何年健康で働くことができるんだろう、遠い未来に思えた老後が割とすぐそこまで近づいているんだと感じた時、国民年金基金の増口を思い立ちました。その時私は45歳の誕生日を目前に控えていたので、今さら増口をしても遅すぎるかなあとの思いもありましたが、何はともあれ事務局に相談してみたところ、とても親身になって相談にに応じていただき、色々試算していただいた結果、9口の増口をすることにしました。

今となっては、2口ですが割と早くに加入しておいて本当に良かったと思う反面、基金に加入されている多くの先生方がよく仰るように、老後の蓄えとしてだけでなく節税効果なども考えて、もっと早く増口しておけばよかったとつくづく後悔しました。

国民年金基金は、自分のペースで無理なく掛け続けることができますし、若い方ほど、また早く加入するほどメリットがあります。まずは1口だけでも構いません。始めてみてはいかがでしょうか。私は、将来の自分のため、そして家族のために国民年金基金を掛けています。

ラストチャンス



キヤツシユバツクン キヤツシユバツクン

9月末必着!

新規加入には

10,000円

もれなく

増口には

2,000円

1口につき

対象者：平成30年9月末日までに土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入、もしくは増口のお申し込みをいただき、初回掛金の納付ができた方



9月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

9月14日までがご加入・増口のチャンス!

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

第33回定時総会開催

平成30年6月28日(木)午後1時30分から「ホテルメトロポリタンエンドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の第33回定時総会が開催されました。総会構成員60名(全公連役員13名、各協会理事長47名)出席の下、来賓及び多くのオブザーバーの出席を得て開催されました。

開会に先立ち全国の物故社員に対する黙祷を捧げ、堀次夫副会長による開会の辞に続き、榊原典夫会長からの挨拶がありました。

冒頭、会長は、大阪北部を襲った地震における亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々へのお見舞いと早期の復旧を祈念申し上げます。

続いて、全公連会務執行に関し、昨年新体制となり理事役員半数以上が入り替わり手探りの会務執行となる中、広報紙への原稿依頼を始めとする会務執行への感謝を申し上げ、今年度全公連では、変革する社会情勢を的確に見据え公益事業において、多くの国民や官公署から選択されるよう研修会等を開催していきたい。



榊原会長

また、昨年は、災害時の支援協定に基づく取組として、災害時の応援協定も関連団体と随時締結が行われ、新しい技術紹介を含めた復旧支援関連の研修会も行うことができた。

今後は、加盟協会相互の連絡調整を図り、災害時の早期の人道支援、復旧支援の体制作りを検討していく旨を述べ、今後の各協会の支援協力をお願いし総会の挨拶とされた。

その後、議長に高知協会泉清博理事長、副議長に愛媛協会池川晋一郎理事長が指名され、議事の審議に入りました。

議事の内容は以下のとおりです。

第1号議案 平成29年度一般会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 平成30年度事業計画(案)審議の件

第3号議案 平成30年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

慎重審議の下、上記第1号議案から第3号議案まで承認可決されました。

議事に引き続き、多くの来賓にご出席をいただき、代表して法務省民事局民事第二課長坂本三郎様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長生部雅敏様、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長野原弘彦様、日本土地家屋調査士会連合会会長岡田潤一郎様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長山田猛司様、全国土地家屋調査士政治連盟幹事長椎名勤様から祝辞を頂きました。

祝辞に引き続き、災害協定を締結している各事業者との災害協定締結書の交換式が行われました。

最後に堀次夫副会長から閉会の辞がなされ総会は

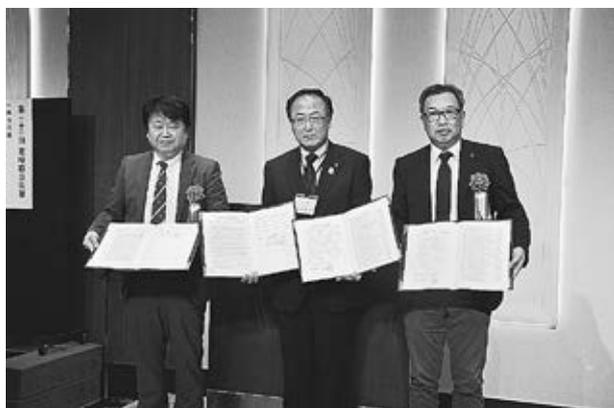


来賓一同



会場風景

終了しました。



協定書交換

総会後の懇親会には、塩崎恭久衆議院議員、小宮山泰子衆議院議員他、関係諸団体の方々のご出席くださり、盛会裡に終了しました。

翌6月29日(金)には2名の講師による研修会が行われました。

第一部 講師弁護士寶金敏明様から「個人情報保護法と土地家屋調査士」と題し、講演の内容として ①個人情報保護指針の作成・公表 ②個人情報取得・利用上の留意点 ③個人情報管理上の諸問題 ④土地家屋調査士法との相互関係に関し、ご講演を頂きました。



寶金講師

第二部 講師上智大学大学院教授楠茂樹様から、演題「土業における公共調達適正化への提言」と題し、講演の内容として ①公共調達(契約)と公共調達(契約)制度 ②発注責任者とは何か？(素材としてのリニア談合事件：独禁法と公共性の高い建設



楠講師

事業) ③土業と公共調達制度、独禁法 ④公嘱協会の解くべき問題とその解法(へのヒント)に関し、ご講演を頂きました。

(理事 吉村秀一)

会議経過及び会議予定

平成30年

- 7月23～24日 地図作成実務研修会
- 8月8～9日 第2回業務研究委員会
- 10月11日 第3回業務研究委員会
- 10月11日 第2回監査会
- 10月12日 第4回理事会
- 11月12～13日 第2回研修会
- 11月13日 第5回理事会

平成31年

- 2月14～15日 全国理事長会
- 2月15日 第6回理事会

ちょうさし俳壇

第399回



「新涼」

深谷健吾

新涼やワイングラスに白ワイン
白き帆を掲げて処暑の風を受く
島の子の同じ顔して鯨の秋
民宿の静けさ戻りちちる虫
澄む水の底に十円・五円玉

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

八十路坂急くことなきやかたつむり
父の日や父の遺せし農日記
山風に団扇の風を足しにけり
時鳥鳴けば晴れると老農夫
静岡に友あり新茶届きけり

岐阜 堀越 貞有

階上よりプールを見張るバイト生
水溜り跳びて遊ぶ子梅雨晴間
門灯に張りつき守る家守かな
そよ風に神馬つむりて風知草
櫓より郡上踊の詠り唄

茨城 中原ひそむ

幸よりも侘しさつのる秋の暮
天心の墓なりひそと彼岸花
他人事と言へぬ人の死鷗猛る
言ひかけし言葉飲みこむ秋扇
野の花も一輪添へて秋彼岸

今月の作品から

深谷健吾

山風に団扇の風を足しにけり

島田 操

「団扇」とは、暑いときなど、一枚の団扇の
のおおぐ風で身も心も救われる思いがす
る。竹の骨に紙を張り、楕円形のもので普
通である。絹などを張ったものに絵をかい
た絵団扇、漆を塗った洪団扇、水に濡らし
て用いる水団扇など多種ある。扇が携帯・
外出用というよそ行きの上品さに比べて、
団扇は庶民的なものといえる。クーラー・
扇風機が流行するにしたがい、ますます情
緒が濃くなるようである。夜涼みに出ると
きにも欠かせない小道具の一つである。提
句は、スケールの大きな山風とほんの僅か
な団扇風との対比が絶妙であり、山風に憚
らず団扇風を「足しにけり」と言いきったこ
とにより、俳諧味のある素晴らしい敬服の
一句となった。

門灯に張りつき守る家守かな

堀越 貞有

「家守」とは、夏の季語の「守宮」傍題。
蛸蛸としかげに似た暗灰色の爬虫類。指の腹に吸盤
状のものがあがり、天井や門灯に張りつく。
昆虫類を食べる。生息地では人間に身近な
存在で人家内外の害虫を捕食することから
家を守るとされ、漢字では「守宮」とか「家
守」と書かれよく似た名の「井守」とともに
古くから親しまれていたと聞く。人間に對

しては臆病で攻撃性が低く能動的な咬害や
食害を与えることもないため有益な動物で
ある。縁起物として大切にされる風習もある
が、逆に民家に侵入する不快な生物として
扱われることもある。提句は、門灯に張り
つく家守を見ての一句か。見てくれの良く
ない生物であるが、害虫となる虫を食べて
くれる有難い生物でもある。大事な家を
守ってくれる縁起の良い生物に感謝する心
の洗われる素直な佳句である。

野の花も一輪添へて秋彼岸

中原ひそむ

「秋彼岸」とは、秋分の日を中日とする前
後の七日間。「暑さ寒さも彼岸まで」とい
うようにこの頃から秋涼の気が定まる。春の
彼岸に対して後の彼岸という。単に彼岸と
いえば春の彼岸をさす。春の野は若菜摘む
早春の野から百花の咲く仲春から晩春にか
けての野まで、春野のながめは明るく変化
に富む。秋草の色とりどりに咲き誇る野を
花野という。はなやかな反面に淋しさも添
い、昼の虫の音も聞こえて哀れ深く感じる。
春の彼岸に比して秋彼岸の墓参りのおもむ
きも自ずと違う。提句の眼目は「野の花を
一輪添へて」のフレーズであり、秋彼岸の
情況を活写した佳句である。

熊本会

「経緯度標贈呈式と出前授業 in 上天草」

(広報部)



『会報 くまもと』第291号

天草上島の南東に位置する龍ヶ岳町の上天草市立龍ヶ岳小学校において、平成30年2月21日の水曜日、雲ひとつない晴天の中で経緯度標贈呈式と6年生を対象とした天草支部会員6名による出前授業を行いました。

まずは、副会長の中島先生より贈呈書が児童に手渡され、土地家屋調査士の仕事についてもわかりやすく説明がありました。

次に社会事業部長の濱崎先生より「じめんのボタンのなぞ」の絵本が贈呈され、空いている時間に児

童たちは、興味深そうに読んでいました。引き続き濱崎先生より、測量やGPSについて話がありました。児童たちには少し難しい話ではありましたが、笑いを取りつつも理解しやすい濱崎先生の話術に真剣に耳を傾けていました。その後は、参加者で記念撮影。

贈呈式終了後は、天草支部会員による出前授業です。

今回の出前授業では、設置した経緯度標を後視点にして、平板測量を基に五つのポイント(前もって設置しておいた)を復元し、そ

れらのポイントを中心に半径3mの円を描く、といった内容にしました。

6年生が五つのグループに分かれ、会員の指導を受けながらメジャーを手にポイント探しに大奮闘。最初にポイントを探しあてたグループからは「やった〜!」の声。

次はメジャーを使ってポイントから円を描く工程ですが、児童たちは楽しそう。でも、会員からは「こら〜!メジャーのたるんだぞ!円が綺麗にならんけん、やり直し!」との厳しい声。さすがプロフェッショナル集団。



全てのグループが円を描き終わった結果、浮かび上がった模様は……。

オリンピックのマーク！

当日はピョンチャン冬季五輪が開催期間中で、参加者全員で「がんばれ！ニッポン」の大合唱。その後、日本選手のメダルラッシュ！この時の大合唱がピョンチャンまで届いたのかもしれない(笑)。



その後、みんなで歩幅の長さを測り、一定距離(私の記憶では、18.48mだったような…)を歩いてもらい、歩数と歩幅をもとに歩いた距離を答えてもらうゲーム感覚的な授業を行いました。誤差が2m以上ある児童もいれば、1cmの児童も。「1cmは本気すごいです……」などと笑いながら話しているうちにタイムアップ。

短い時間ではありましたが児童たちにとって、将来の職業選択の一助になったのではないかと思います。そして、この中から未来の土地家屋調査士が誕生してくれることを期待したいですね。



出前授業で講師を担当した天草支部会員と中島副会長

「大阪府北部地震」「平成30年7月豪雨」により、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

「希望は新しい勇気をもたらし、何度でも、強い気持ちにしてくれる。」
～アンネ・フランク～

6月に開催された第75回定時総会、7月の第2回理事会を終え、執行部は平成30年度の事業方針大綱及び事業計画に基づく会務に動き出しました。会報「土地家屋調査士」では、リアルタイムな情報を集約し、より分かりやすくお伝えしたいと考えております。

今年度、日調連の主なイベントの一つとして「第11回国際地籍シンポジウム」があります。「国際地籍シンポジウム」とは、日本・韓国・台湾の研究者・実務家が集結し、それぞれの地籍制度や測量技術等に関する発表の場として開催されており、日本で

の開催は6年ぶりとなります。海外の測量技術者の活動や考えを知る機会です。会場は博多駅前、福岡空港からもアクセスが良好な場所です。11月21日(水)、皆様のご来場お待ちしております。

会報の表紙をめくると広がる、地名の世界。地名の持つ意味や地図の魅力を毎号楽しみにされています。ご存知の「地名散歩」。2012年(平成24年)4月号からご執筆いただいている今尾恵介先生が、この度「日本全国駅名めぐり」を出版されました。地図を片手に鉄道の旅を楽しんだり、若い会員は鉄道ゲームで地名を学んだ方もいらっしゃるのではないのでしょうか。思い出探しと新たな発見にいかがですか。

暑い日々が続きます。日中の熱中症対策に加え、今年はトマトやナスのような夏野菜を意識した食事を取り入れたいと計画中。体はクールダウンさせても、心は熱く強い気持ちで、この夏を過ごせればと思います。体調管理にはくれぐれもご自愛ください。
広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社